



日本共産党 井上 けんじ議員 2018年9月京都市会 代表質問と答弁の概要

2018年9月27日

南区から選出して頂いている井上けんじでございます。日本共産党市会議員団を代表して市長に質問します。

国でも地方自治体でも、政治のめざすべき方向について考えるとき、何よりも憲法こそがその目標とならなければならないと私は考えます。最高法規なのに憲法の掲げる内容が生かされていない現状が数多く存在します。国や自治体は、全ての国民に健康で文化的な生活や、お金の心配のない教育への権利を保障しているのでしょうか。税金は所得が高ければ税率も高いのが本当の平等なのに、実際は持てる者ほど実質的負担率は低くなっています。文化やスポーツへの参加や鑑賞の権利の具体化の為には、その機会や場が必要です。特に若者やシングルマザー、高齢者等、まともな仕事や老後が保障されているのでしょうか。地方自治と言われながら、国は通達の類を自治体に押しつけています。海外への派兵は憲法からの逸脱です。憲法通りの政治を政府に求め、また自らも市政に生かしていくことは、市長や議員の憲法尊重擁護義務から言って、本市における根本的且つ最大の目標とされるべきであります。蜷川虎三元京都府知事は「議論は自由だが守らねばならぬ憲法が厳としてある」と言われておりました。そういう問題意識を前提に、以下質問をいたします。

1. 高い介護保険料、市独自減額の創設を

まず第一に、介護保険料の減額を求めます。母子家庭、と言っても母98歳、子ども75歳の二人暮らしですが、戦争で夫を亡くされ200万円にも満たない恩給が一家の唯一の収入で、子どもは保険料納付が10年に満たず無年金無収入なのに、医療や介護の保険料が掛かってきます。高齢者福祉の費用負担区分は、かつては国8割であったものが、今の介護保険では2割5分以下にまで下げられています。国の負担割合を増やすことが必要です。そもそも、契約制度の導入、現物給付から現金給付への変更による公的責任の後退が根本問題であり、また最近では、保険料を払い支援を要する状態なのに保険給付が受けられないという、保険の大原則を政府自らが踏みにじっています。保険給付の範囲を狭くして自治体の事業だなどと言いながら、その自治体の事業である保険給付外の支出にまで保険料を注ぎ込むのは、本来一般会計で持つべき公衆衛生や保健予防活動等の費用までをも保険料に担わせようとするもので、これも保険料が高い一因となっています。事業者支援や介護労働者の賃金労働条件の改善、介護報酬、要介護認定のあり方等々、改善すべき課題はたくさんありますが、特に保険料について、以下、お聞きします。

保険料軽減の為の一般会計からの繰入補填について、市長は、全国一律の制度で法令で財源構成が決められている、負担と給付の関係を崩す等の理由から実施する考えはないと言っておられます。政府も繰入は不相当だと言っています。しかしその法的根拠はありません。不相当との政府見解は自治体を拘束するものではないと、既に2002年3月19日、国会でも当時の坂口厚労大臣が答弁しています。先日私も直接国に聞きに行きましたが、厚労省の介護保険の法令の担当者は、不相当との見解はあくまでもお願いだとのことで、自治事務の保険者として各自治体独自の判断もあり得るとのことでした。現に繰入れている自治体もあります。全国一律だからといって、その上に自治体独自に繰入れることは何ら問題はありません。保険料は高すぎると私は思いますが、市長の認識は如何ですか。市長の言われる理由は、国の制度の制約なのか、それとも制約ではないが市長自らのお考えなのか、

この点も合わせてお答え下さい。

(答弁→保健福祉局長)今年度から3年間の保険料は、高齢化の進展、サービス利用者の増加等で大幅な上昇が避けられない中、介護給付費準備基金を26億円取り崩す等により、保険料の上昇幅を抑制し、市独自の低所得者への減額措置も継続し、負担抑制に配慮して設定している。また、国は、消費税率引上げによる財源確保を前提に別枠の公費を拡充し、被保険者の約4割を占める低所得者層の保険料の軽減を講ずることとしており、26年度に示された軽減率で実施されれば、最も低い所得段階の方で、今年度の保険料からさらに年間1万2千円程度減額されることとなる。

保険者が独自に一般会計から繰入を行うことは、法で禁じられてまではないが、介護保険制度が全国一律の社会保険制度であり、その財源構成が法令で定められていることから、これを行えば社会保険としての負担と給付の関係を不明確なものとし、制度運営の根幹を揺るがしかねないものとなる。国は保険料抑制のために一般会計からの繰入を行うことは認められないという強い指導を行っており、本市としても繰入を行う考えはない。国に対しては、被保険者の負担が過重なものとならないよう、かねてから要望を行っている。

2. 国の生活保護費引き下げ方針に反対し、必要な人が保護を受けられる対応を

第二に、生活保護についてお聞きします。この夏、あの猛暑の中で、クーラーが故障したが修理代も買い換え代もない、或いは電気代が払えないということで、スイッチを入れない中で過ごされていた方もおられ、そのことが原因で熱中症で亡くなるという事件がありました。電気代を気にする生活が健康で文化的と言えますか。文化的と言え、せめて、たまにはコンサートや温泉旅行に行けるぐらいは当たり前ではないですか。前回引下げの総括もしないまま、しかも本来なら生活保護の対象となるべき低所得階層と比べる手法に多くの批判が寄せられているにもかかわらず、今回また政府は保護費を引下げようとしています。とんでもありません。OECD諸国の中で、GDPに対する保護費の割合は日本は最低クラスです。クーラーは新規受給や転居の場合について改善されたとはいえ、来年も猛暑が危惧され、受給中の場合も扶助の対象にするなど、全体として保護費はむしろ上げが必要です。もう一つの大問題は、生活保護を受けることが恥ずかしいことだと思わせ、庶民を分断させる政策が採られていることであります。市長も不正受給は許さないとされます。収入未申告がやむを得ない場合には不正とは扱わないという通知を厚労省が出していますがそれはともかく、意図的な不正が許されないのは当たり前のことでありますけれど、制度利用者の皆さんを萎縮させ、利用していない人たちとの分断を生まないように、また問題の本質を見失わないようにしなければなりません。低所得世帯にも受給世帯への嫉みの気持ちが生まれるのは、本来、対象でありながら受けておられない世帯の存在を示唆しています。研究者では対象者のうち実際の受給は2～3割、政府が5月末に国会に提出した資料でも、多目に見ても44%と、半分にもなりません。市長は、漏れている世帯、漏給世帯はないと断言できますか。こういう調査にこそ取り組むべきであります。問題は、日本の場合、他の社会保障施策があまりにも貧弱なために、貧困対策と言え、即、生活保護という認識や仕組みになっていることであります。国民年金は、満額でも月64,941円、市民の平均受給額は僅か53,800円、国保被保険者で言えば所得割基礎額200万円以下が9割も占めています。非正規の故に、保護基準に満たない賃金しか得られていない青年もいます。ヨーロッパの先進国では、全国民が、医療の窓口負担無料とされていますから、生活保護の医療扶助だけを殊更に問題にする余地がそもそもないのです。正規雇用の拡大、最低賃金の底上げ、雇用保険や年金の改善等、国民生活全体の底上げ策が必要です。受給世帯も非受給世帯も、みんなで力を合わせて社会保障制度を全体として改善向

上させよう、困った時にはまず福祉事務所へと、そういう姿勢が必要ではないでしょうか。政府も、生活保護基準は47にも及び他の制度に連動すると言っています。保護費引下げは、制度利用者の文字通り命にかかわるとともに、国民生活全般への底上げに繋がります。引下げ方針の撤回を政府に求めるとともに、利用者を萎縮させず励ますこと、否定的な認識の払拭に努めること、その為に、漏給の調査研究、更に社会保障全般の底上げ策をめざすこと。こういう展望と方向についての認識をお聞かせ下さい。

(答弁→保健福祉局長)生活保護基準は、国民が健康で文化的な最低限度の生活水準を維持できるよう、国の社会保障審議会の評価と検証を経て、厚生労働大臣の裁量で定められている。今回の見直しは、一般低所得世帯の消費水準と保護基準との均衡を図るという基本的な考え方のもと、最大13.7%の引き下げとなる案が提示されたが、その後の議論で引下げ幅を5%以内にとどめ、平成30年10月から3年間をかけて段階的に実施されることとなり、一定の配慮がなされた適切なものと考えている。

生活保護が心要な方の内、受給されている方の割合を示す捕捉率は、保護の申請があってはじめて、資産や親族の扶養の可否などの調査等が可能となることから、正確に把握することは困難とされている。必要な人に必要な保護を実施できるよう、かねてから専任の面接員を配置するなど丁寧な窓口対応等を行っている。

3. 働く人の購買力アップ、労働者の正規化促進等、労働行政の充実を

第三に、経済産業政策について質問します。経済循環の為にモノが売れなければなりません。ところが政府や市の政策は、財政出動とか供給サイドばかりを強調し、需要や購買の拡大策が見えてきません。観光客に頼る考えは、市民のくらしの向上には繋がりませんし、モノ造りの観点から言っても疑問です。観光消費額は払う側の額であって、誰に払ったのか、どこへ落ちているのか、老舗の旅館業等への波及はどうか、むしろ海外や他都市の観光資本に回っているのではないかなど、もっと分析が必要です。市内産品は、勿論、海外や全国展開を目指すこともその通りですし、京都生まれの世界育ち企業が羽ばたいているのも京都の特徴ですが、同時に、生産やサービスは市民の消費生活を豊かにする、文化的な生活の向上という方向で供給されること、市民に買ってもらって営業活動も活発になる、という視点が、地域経済の観点からも重要なのではないのでしょうか。その為には、社会保障の改善等市民の購買力向上が必要ですが、特に、最低賃金の底上げや正規雇用拡大等、消費者の多数を占める労働者の購買力向上策が必要であります。実質賃金や消費支出は低下又は横ばい・伸び悩み傾向が続いており、本市の非正規労働者の割合は43.7%にも及んでいます。消費拡大の為に、労働分野での改善底上げが必要です。

そこで何から始めるか。例えば横浜市では、経済労働課というところに15人も職員がおられ、労働相談や就職相談などの窓口も設けられています。仕事支援Cという施設があり、労働データや資料も豊富に揃えられ、閲覧が可能です。ワーキングガイドという冊子も造られています。神奈川県にも同様の施設や機関がありますが、「窓口が沢山ある方が働く人のためになる」と、意気軒高であります。これらの例に学ぶべきであります。本市の産業観光局の方針では、まちの危機、産業の危機、働く人の危機の3つの危機、と書かれていますが、それらの打開の方向については、まちづくり、文化、融合、連携等々、抽象的なことばかりです。働く人の危機との認識であれば、購買力アップ、労働者の正規化等、その打開への、本市の体制の確立と施策の充実、具体化を求めます。この点についてお答え下さい。

(答弁→市長)これまでから、中小企業、地域企業の「稼ぐ力」の強化と、域内循環を両輪として、担い手の確保対策や経営・金融・技術支援による中小企業の下支え、成長支

援、好調なインバウンドを背景とした観光振興、産学公連携による新産業創出、第二創業の支援などの、未来を見据えた成長戦略を総合的に取り組んでいる。景況は、こうした取組や国の経済政策の効果も相まって、緩やかに拡大している。また、京都商工会議所の調査では、今年度、府内の5割を超える企業が賃上げを実施しているとの結果が出ており、賃金面においても上昇傾向となってきた。景況が好調な今だからこそ、危機意識を持ち、京都経済を足腰のしっかりした持続的なものにするため付加価値の高い産業の創出が重要であり引き続き、文化力や地域力など京都の強みを生かし、大学との連携・芸術・医療など異なる分野との融合を図りながら、多面的に政策を展開している。

雇用政策は、専任の担当部長を設置し、わかもの就職支援センターを拠点に中小企業、地域企業の経営者と学生の交流会等を開催し、正規雇用の促進や中小企業、地域企業の担い手確保に取り組むほか、国、府及び経済界と連携し、企業の働き方改革を推進するなど、多様な働き手が活躍できる京都の実現を、オール京都で進めている。

4. 零細自営業者・小規模企業の振興策立案の促進

その購買から遡って小売の分野ですが、何年か前、仏のパリに行った人の話として、日曜日は百貨店を閉店とするルールがあるとのことでありました。言うまでもなく商店街の営業を守る為で、日本でも発想の転換が必要です。商店街支援とはいえ既に南区ではほとんどが解散されておられます。支援の対象を、商店街に加え、固定費など個々の商店や何軒かのグループ・有志での企画等にも拡充する等、一層のキメ細かい支援を求めるものであります。

更に小売から製造も含めた製造・流通分野では、京都のモノづくりと関連企業協力企業間のネットワーク、流通、販路拡大も視野に入れて、地域企業中小企業に光を当てた体系的な方針の策定とその具体化・条例化が必要です。中でも、特に零細自営業者・小規模企業については、中小企業対策一般には留まらない独自の振興策立案を求めます。小規模企業振興法も、自治体で具体化すべきと謳っています。未来力会議での議論も生かすなど当事者の参加も得て方針を造るべきだと考えます。振興策立案について答弁を求めます。また横浜市が創っているような中小企業取組状況報告書のようなものを、京都でも是非作成すべきであります。

ちなみに、本市発行の統計資料等では、事業所の規模別や、地元企業と他都市や外国に本社を持つ企業とを区別したデータが少なく、これでは京都の中小零細企業独自の分析や大手との比較はできません。先程述べました非正規労働者のデータも5~6年前の国の調査から採っただけのもので、もっと市独自の最新データが必要だと思えます。

(答弁→岡田副市長)地域に密着して事業を営まれている小規模・零細事業者の皆様は雇用や税収への寄与はもとより、市内での経済循環、地域コミュニティ、文化、安心安全など、市民生活を支える京都経済の重要な担い手である。中小企業、とりわけ小規模・零細事業者に気軽にご利用いただけるよう、京都府・商工会議所等とも連携し、市内5箇所での経営相談や200箇所以上の金融機関を窓口とした金融支援等、事業者の皆様に身近な窓口できめ細かな対応を実施している。年間約2万件の経営相談、約4千件の企業融資の利用者のほとんどが小規模・零細事業者であり、本市の取組は、小規模企業振興法の趣旨を踏まえたものとなっている。

また、中小企業未来力会議では若手経営者等にご参画いただいております。さまざまな意見やアイデアを積極的に取り入れ、これまでに18の事業を予算化した。こうしたなか、京都の産業界の総意として取りまとめられた「地域企業宣言」が発表され、自らを、「規模を基準とする中小企業ではなく、地域と共に継承・発展する『地域企業』である。」と謳われた。引き続き、京都経済の活性化に向けた振興策に全力で取り組む。

■行政の公平性が問われる ※指摘し、答弁は求めています

さて、以前から私は、市長の言われる「市の施策の大半は中小企業対象」との従来答弁に疑問を感じてきました。その理由は、以下の通りであります。昨年暮れ京都府選挙管理委員会が公表した2016年政治団体の収支報告書によると、市長選挙の時の「時局講演会」に、「対価の支払い」として、次のように書かれてあります。「未来京都の会（代表：門川大作）」「特定パーティの概要」政治資金パーティの対価に係わる収入の内訳、未来京都の会時局講演会（団体からの対価の支払い）、オムロン（以下、前後の「株式会社」等は省略）任天堂、日本電産、堀場製作所、村田機械、京都銀行、ワコール、中央信用金庫、ローム、島津製作所、京セラ等、各500,000円、等々。仮に大手と中小の利害がくい違った場合、市長は、お金で支えられている側にもキッパリ意見を言うことができますか。特定の企業からこれだけの対価の支払いを受け、どうして公正な行政ができるのでしょうか。これが私の疑問の理由であります。いずれにせよ中小企業底上げ策の拡充を求めておきたいと思えます。

5. 消費税の市バス・地下鉄運賃、水道料金等への上乗せはやめよ

次に消費税と財政についてお聞きします。来年の秋、安倍内閣が消費税増税を予定しています。消費者とともに特に中小企業・零細業者、医療機関等、消費税増税は死活問題であり、中止を政府に求めるべきであります。社会保障に充てるといっても、目的税でも特定財源でもなくお金に色が付いているわけでもありません。一般財源に紛れ込んでいるだけです。元々消費税は売上げと仕入れの差に税率を掛けて計算するもので、消費者への転嫁の法的根拠はありません。このことは、既に昨年の秋の決算議会で、転嫁の根拠をお聞きした私の質問に「転嫁しないと財政が大変になる」と、根拠ではなく単なる財政運営上の理由を答弁されたことによって決着済みであり、また例えば4年前、市バス地下鉄運賃の転嫁値上げは、全体として各運賃をならして3%とただけで、従前の各運賃の夫々3%分ではなかったことによっても既に証明されています。市長と管理者の権限において公営企業の市バス地下鉄や水道下水道の運賃、料金等への上乗せは根拠がなく、今の8%分も含めて転嫁すべきでないとするものであります。答弁を求めます。

（答弁→植村副市長）消費税率引上げは、社会保障制度を持続可能なものとするため、あらゆる世代が広く負担を分かち合い国・地方を通じた社会保障に要する財源を安定的に確保していくために行われるもの。その実施に当たっては軽減税率制度の導入などの低所得者や中小企業等への影響を最小限にとどめる対策を十分に講じたうえで行われるものと認識している。

税率引上げ分は、介護・年金・医療及び子育てなどの社会保障に充てることとされている。地方消費税の交付金が交付される本市としても、施策にしっかりと取り組み、市民のいのちと暮らしを守る。また、消費税は、最終的には消費者に転嫁されることが予定されている間接税であり、消費者が負担するものであることは国が明確に示している。市バス・地下鉄の運賃や水道料金等についても、適正に転嫁し、利用者にご負担いただくべきものであり仮に転嫁しないならば、税負担の公平性が保たれないほか、その不足分を京都市民全体で負担することになるなど、極めて不適切である。

6. 「財政危機」打開のための税の使い方集め方の転換を

7. 法人市民税の一部国税化の撤回、個人市民税等への累進制の復活強化

続いてその消費税を含む財政全般への質問です。毎年の如く、市長は財政危機だ、財政危機だと強調されています。では一体いつになればその危機から抜け出せるのですか。その為の戦略は如何でしょうか。危機の背景と原因の解明、その分析と展望が見えてきません。打開策としては専ら職員削減

や市民負担増、基金の取り崩し、公有地の切売り等、当面のやりくりだけで、しかもその当面策についても全く賛成できないものばかりであります。

自治体財政の危機については政府の責任が大きいことは明らかですが、それを「国の財政も大変だ」などといって免罪している市長の責任もまた同じです。大変なように見えるのは、まず歳入における法人税収・所得税収の落ち込みです。消費税導入時の約30年前と比べ法人税収は19兆から12兆円に、国税収入に占める割合も35%から24%に激減、所得税も26兆円から18兆円、41%から30%へと減っています。この30年間の法人3税の減収は280兆円。しかしこれらは、大企業と富裕層への大幅減税が原因ですから、行き過ぎた減税をやめればいいだけです。財源と言えば消費税増税しかないかのような議論がありますが、これまでの消費税収入総額349兆円の8割が大企業等減税の穴埋めに充てられています。何のことはない、大企業や富裕層から政権政党への寄付の見返りではありませんか。国民から選ばれた訳でもないのに、大企業の役員の人たちが、民間議員などといって、諮問機関等で事実上政府の意思を決定、自分たちの減税をお手盛りで決めています。何億円単位のこれらの減税は、補助金と同じですから、私はこれを不当受給と呼んでいます。経済活性化の為だとの言い分は、大企業の一人勝ちで中小企業や国民にはその成果が及んでいないという結果によって既に破綻しています。京都新聞の記事によりますと、6月26日付ではトヨタの社長の報酬は3億8千万円、9月4日付では大企業の内部留保は約446兆円だが労働分配率は下落が続き、個人消費の活性化がおぼつかないと書かれています。3億8千万と言えば、月3160万、一日105万円、また446兆円を仮に全国の市町村に人口割で配分するとすれば、京都市では5兆円を超えるという莫大な数字です。京都の主要大企業9社の内部留保は、合計6兆27百億円。賃金や下請け単価の改善など社会に還元する仕組みが必要です。所得や利益に応じた累進性という憲法の実質平等原則に基づいた集め方が必要です。

歳出面でも、専守防衛を超えた攻撃型軍備の削減や、大型事業の中止、政党助成金の廃止、米軍への思いやり予算の撤廃等々、削るべき項目はたくさんあります。社会保障の話の時には財源がない財源がないと言いながら、ムダづかいの時には財源の話が出てこないのはどうしたことでしょうか。集め方使い方を変えれば財政は危機ではありません。集め方の実質的不平等や軍備拡大格差拡大国民生活底上げ政策を進めている政治こそが危機であり、憲法に基づく政治や財政が行われていないという意味で憲法の危機だと言わなければなりません。ないのは財政ではなく市民国民の暮らしを慮るトップの気持ちであります。国に対しお願いではなく根本に迫る政府への批判と運動こそが、地方財政危機打開への道だと思いますが如何でしょうか。

同時に、市自身のお金の使い方集め方についてもお聞きします。中央市場や市役所、美術館など、改築に際し、一層の精査が必要だと、これは前から指摘してきた通りです。梅小路 JR 新駅への市負担や中央市場賑わい施設への横断陸橋も不要です。鴨川東岸線第三工区や堀川・油小路地下バイパス道路は、莫大な費用が予測されながら、その見積もりが十分に明らかにされないまま計画と事業が既成事実化されようとしています。

集め方についても多くの改善すべき課題がありますが、そのうち市民税を取り上げます。今は所得の多少に拘わらず一律8%の市民税所得割を、以前の14段階とまでは言わないにしても、累進化し実質平等とすべきこと、均等割り非課税の対象を拡大すること等の改善が必要です。防災事業に充てるとして2014年度からの10年間、均等割の500円アップが今も続いています。この財源活用事業は2015年度で終わっているはずであります。これも一般財源に紛れ込んでおり、防災に名を借りた値上げではありませんか。政府における法外な大企業減税や、各地方自治体の税収の偏在を口実とした地方法人税の一部国税化が自治体の法人市民税の収入減に連動・直結しており、これも改

善が必要です。前年度決算において、市民税収入が前々年度から増えているとのことではありますが、先程触れた経済統計と同様、所得の大小による分析がありません。高額所得者と庶民とを区別せず一律に平均所得がいくらです、増えていますと言ってみたとところで、その内訳が明らかにならなければ、高額所得者の一人勝ちかも知れないのです。こうした税金の集め方使い方が国の財政危機を招いていると考えますが、改めてこの点について、市長の認識をお聞きます。法人市民税の一部国税化の撤回と累進制拡大、個人市民税の特に累進制の復活強化も必要と考えますが、これらの点についてもお答え下さい。

(答弁→財政担当局長)わが国は、消費課税や所得課税・資産課税を組み合わせることで、税制度全体の中で、公平公正かつ均衡のとれた安定的な税体系の構築が図られている。また、毎年必要な見直しが行われており、大企業や富裕層を含め、適正に負担を求める税体系が実現されている。個人の市民税は、平成19年度の課税から一律の税率とされたが、この改正は、受益と負担の関係が明確になり相互に分かち合うという性格にふさわしいものとなるよう行われたものである。法人の市民税も、地域社会の費用について、法人に幅広く負担を求めるために課されるものであるとの税の性質から所得にかかわらず一定の税率とされているが、本市では一定規模の大企業に対し超過課税を行い、能力に応じた負担をいただいている。

国に対して今後も、税財政制度について必要な要望をしっかりと行う。また、皆様からお預かりした税金の使い方について、本市では、必要な事業を精査・予算化したうえ、無駄なく適正に執行しており、市会や監査のチェックもいただいております、これは国についても同様であると考えている。

8. 地域文化会館等の全行政区設置と文化団体等への支援策推進を

最後に、文化会館の全行政区への設置、庶民の文化の底上げを求める立場から質問します。昨年、文化芸術基本法が改正補強され、「文化芸術を創造し享受することが生まれながらの権利であること、年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず等しく、鑑賞参加創造することができる環境の整備が図られなければならない、自治体はこの理念に則り地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務を有する」と謳われています。

然るに、政府や最近の文化庁では、「文化芸術は経済活性化の起爆剤、文化財を観光に生かす、稼ぐ文化」等の方針が掲げられ推進されています。文化財の保護や調査研究が軽視されています。まして文化行政は文化財だけではありません。政府方針は法の趣旨からの逸脱です。芸術文化の振興・底上げ、文化芸術団体や地道に活動されておられる芸術家への支援、また文化施設・博物館や公民館の運営など利益とか採算になじまない面があるのも当然です。子ども文化会館も存続活用すべきであります。

京都にもなじみの深い雑誌編集者の木津川計さんは、文化人になる為、文化人である為の条件として、経済的余裕、時間的余裕、精神的余裕を挙げておられます。生活保護利用世帯や非正規で仕事に追われている若い労働者などにも、豊かな文化芸術に触れる機会を十分に保障することも、文化行政の大きな柱ではないでしょうか。参加や鑑賞は基本的人権の一環であり、住民誰にでもその機会や場が保障されるとともにその為の費用の低廉化が目指されるべきであります。同時に木津川氏は、一輪文化と草の根文化と言われています。トップレベルの芸術・芸術家の存在と、庶民文化の裾野の拡大の両方が必要です。南区では、二ヶ月に一回、関係者の皆様のご尽力で文化団体の企画があり、出場される各サークルの皆さんが、歌や踊り、楽器などの練習や演奏に大変熱心に取り組んでおられます。しかしこういう自主的な団体への補助や支援はほとんどありません。練習等の場所も必ずしも十

分ではありません。南区には文化会館もありませんし、コンサートホールや京都会館といってもバスや地下鉄を乗り継がなければなりません。いろいろなサークルや団体が、ちょっと集まろうとされても適当な場所がないのが現状です。先日、私は東京都の国立市へ行く機会がありましたが、人口7万人の自治体で何と25箇所もの集会所やコミュニティ施設があります。

更に言えば、こういう施設や会館は、単なるハードとしての、建物としての、施設・会館というに留まらず、もっと大きな意義をもっています。「劇場音楽堂等、活性化法」や文化庁の数年前の方針では、地域文化の振興、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点、社会的課題に取り組む社会包摂事業、高齢者や障害者の皆さん、若者などが集える公共的機能役割を持った施設、といった方向が打ち出されています。そういう意味での文化会館またはそれに類する施設を全行政区に設置すること、そして庶民の各文化団体への支援を強めることを求めるものであります。この二点についてお答え下さい。

(答弁→文化芸術政策監)本市では、文化芸術活動の拠点として、各地域に文化会館を設置し、貸館だけではなく自主事業や活動に対する支援も実施している。音楽専用の京都コンサートホール、総合舞台芸術公演にも対応できるロームシアター京都、多様な芸術活動を支援する京都芸術センター等の本市施設に加え、府民ホールアルティなど府立施設や大学そのほか民間の文化芸術施設もある。ウイングス京都や13箇所のいきいき市民活動センター、京都アスニーなど、文化芸術活動にもご利用いただける場が市内に100箇所以上ある。また、梅小路公園における市民ふれあいステージなど市民の皆様の発表の場の充実にも努めてきた。文化芸術に触れる機会をつくるため、京都市交響楽団の演奏会、文化会館においては、公募により選定した文化芸術団体による無料公演や子どもたちを対象としたワークショップ等を実施しているほか、来館できない皆様のご要望を受け、学校、病院、高齢者施設等に出向き演奏活動等を行うアウトリーチ事業にも取り組んでいる。